

匝瑳市広報紙広告取扱要領

平成20年1月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、広報そうさ（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲については、匝瑳市広告掲載に関する要綱（平成19年匝瑳市告示第74号）及び匝瑳市広告掲載基準（平成20年1月17日制定）の定めるところによる

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

区分	大きさ（縦cm×横cm）
1号広告	4.5×8.5
2号広告	4.5×17.0

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、別表に定めるとおりとする。

(広告の掲載及びその回数)

第5条 広告の掲載は、毎月発行する広報紙とする。ただし、特別号は除くものとする。

2 広告の掲載は、同一年度において複数の掲載号においてこれを行うことができる。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、市WEBページ及び広報そうさにより行うものとする。

2 前項の募集は、毎年3月に翌年度分の広告掲載について行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、掲載枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告

載希望者を随時募集するものとする。

- 4 市長は、募集を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広報紙への広告掲載希望者は、広報紙広告掲載申込書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)
- (2) 市区町村税等の納税証明書等(申込者の住所が市外の場合)
- (3) 掲載しようとする広告案
- (4) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項に規定する申込みは、1広告掲載希望者につき1掲載号当たり1枠とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申込みの提出があったときは、速やかに申込書の内容を審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を申込者に広報紙広告掲載許可・不許可決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 3 市長は、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、順位が同じ広告が複数あるときは、掲載希望回数が多いものを優先する。

- (1) 第1順位 匝瑳市の区域内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

- 4 前項の規定による方法によっても広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告掲載の許可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載した広報紙広告掲載承諾書(第3号様式)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提

出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、1回につき次の額とする。

(1) 1号広告 多色刷り 15,000円、1色刷り 10,000円

(2) 2号広告 多色刷り 30,000円、1色刷り 20,000円

2 同一の年度に、3掲載号以上広告を掲載する場合は、3掲載号につき1掲載号分を半額とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括納付するものとする。

(遅延利息)

第12条 広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、匝瑳市は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定利率(民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率をいう。)で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 広告の内容及びデザイン等については、匝瑳市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、匝瑳市が審査を行うとともに、広告主と匝瑳市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある又は匝瑳市広告掲載に関する要綱その他匝瑳市の定める広告に関する規程(以下「要綱等」という。)に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主及び広告の内容が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以後の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、匝瑳市の所在地

を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成24年2月13日市長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この要領による改正前の要領の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成26年2月18日市長決裁)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年1月21日市長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、市長決裁の日から施行する。

(準備行為)

2 施行日以降の匝瑳市広報紙広告への広告掲載に関し第7条の規定による広告掲載の申込みその他準備行為については、施行日前においても、行うことができる。

附 則 (令和2年10月29日市長決裁)

(施行期日)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和3年度の匝瑳市広報紙広告における広告掲載の募集から適用する。

附 則（令和3年4月30日市長決裁）

（施行期日）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の掲載ページ、位置及び枠数

（20ページ構成の場合）

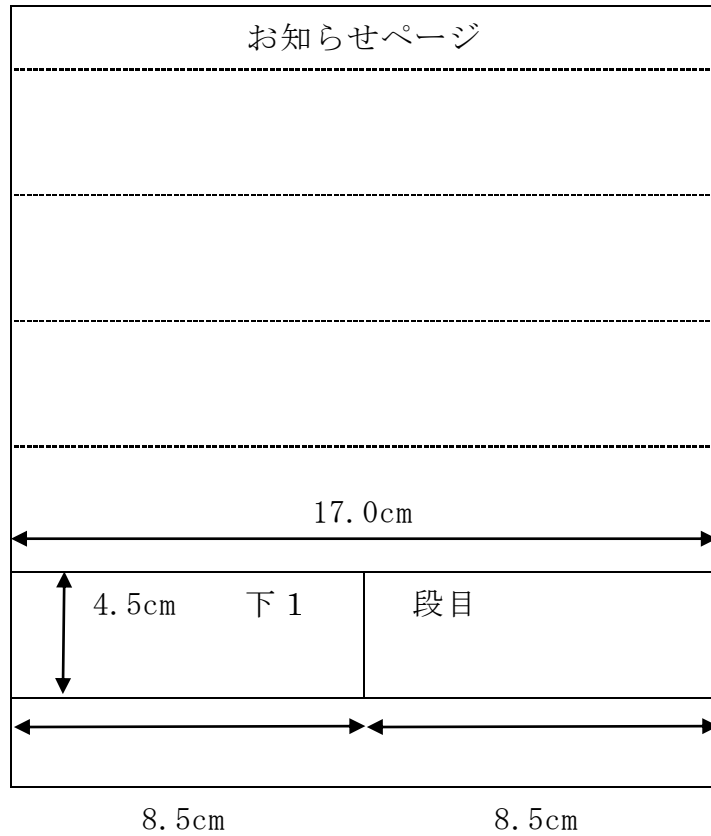
掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
16ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
17ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
18ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
19ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
最終ページ (多色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所

（24ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
20ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
21ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
22ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
23ページ (1色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所
最終ページ (多色刷り)	下1段目	1号広告×2か所又は2号広告×1か所

注：広報紙の編集の都合上、掲載位置を変更することがあります。

お知らせページ



8.5cm

8.5cm

第1号様式（第7条関係）

広報紙広告掲載申込書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住 所

会社・団体名

代表者名

匝瑳市広報紙への広告掲載について、匝瑳市広告掲載に関する要綱及び匝瑳市広告掲載基準に基づく条件等を承諾の上、下記のとおり申し込みます。また、匝瑳市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。

記

1 広告媒体	広報そうさ
2 広告の色 及び規格	多色 ・ 1色 1号広告 ・ 2号広告
3 広告掲載 希望期間	年 月号から 年 月号まで（計 回）
4 広告料金 の支払い	広告掲載が決定されたときは、匝瑳市広報紙広告取扱要領に従い広告掲載料を支払います。

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 市区町村税等の納税証明書等（申込者の住所が市外の場合）
- 3 掲載しようとする広告案
- 4 その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



広報紙広告掲載許可・不許可決定通知書

匝瑳市広報紙広告取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載許可

1 広告媒体	広報そうさ
2 広告の色及び規格	多色 ・ 1色 1号広告 ・ 2号広告
3 掲載期間	年 月号から 年 月号まで(計 回)
4 広告掲載料	金 円
5 納付期限	年 月 日
6 その他	

2 掲載不許可

(掲載不許可理由)

第3号様式（第9条関係）

広報紙広告掲載承諾書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所

会社・団体名

代表者名

匝瑳市広報広告掲載に当たり、下記の事項について承諾いたします。

記

1 広報広告掲載について

広報広告掲載に当たっては、匝瑳市広告掲載に関する要綱及び匝瑳市広告掲載基準を遵守します。

2 広告の規格について

号広告（色）とします。

3 広告の掲載期間（回数）について

年 月号から 年 月号まで（計 回）とします。

4 広告掲載料について

広告掲載料は、金 円とし、市長が指定する期日までに一括納付いたします。

5 掲載広告に関する責務について

掲載する広報紙広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものといたします。また、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証いたします。なお、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決いたします。